



## IV 結論

### 1 仮釈放による地域生活移行の推進—ソーシャルワークの機能の導入による調整—

#### (1) 仮釈放準備調査

長崎において龍刑務所、社会福祉法人南高愛隣会等による地域支援移行のための「合同支援会議」の試みがなされているが、まだ仮釈放による保護観察との連携も含めた計画的調整という視点では今後の課題があるのではないだろうか。

犯罪の傾向（原因、態様、改善方策等）や障害の程度・内容とその支援計画等について検討し、地域支援に移行するための方策を講ずるためには、そのスキルや社会資源、制度等に通じたソーシャルワーカーの関与が必要と考えられるが、それをどのように組み込むかも課題であろう。

矯正施設の中にソーシャルワークに通じた職員を配置するという事も考えられるが内から外へとつなげる作業は容易ではない。ソーシャルワークの視点を一貫させるためには、むしろ長崎で行われているように外から内へと入り外へつなぐ方向が適当であろう。

その場合、地方更生保護委員会が本来矯正施設からの仮釈放申請に先立って行われる保護観察官の仮釈放準備調査において、必要なケースについて地域支援移行につなげるためのソーシャルワークの視点を取り込んだ調査や、調整を保護観察官がコーディネーターとなり、関係者と連携し早期から実施することが考えられている。これがなければ仮釈放によって更生保護と福祉が連携を図る道筋が描きにくいのではないだろうか。

地方更生保護委員会の保護観察官の陣容からすると困難な面もあるが、そのような調整機能の発揮が不可欠であろう。

## (2) 生活環境の調整

前記に関連して、矯正施設収容者の社会復帰に備えて保護観察所が行う帰住先の生活環境の調整という機能がある。この矯正施設収容者についての生活環境の調整は従来も事実上保護観察所の業務としてなされていたものであるが、社会復帰のために重要な機能であることが認められて、平成19年に制定され、同20年に施行された更生保護法において新たに保護観察所の職務として明記された（更生保護法第82条）。

保護観察所は、この生活環境の調整において自立困難な状況にある人たちの受け入れ先の調整に努めているが、特に社会福祉の支援を必要とする人たちの受け入れ先の調整に苦慮している状況にあり、その調整がつかないまま満期釈放を余儀なくされている場合が多いのは既に指摘されているとおりである。今後「地域生活定着支援センター（仮称）」の立ち上げと連携してこの生活環境の調整をより機能させ、また前記の仮釈放準備調査と連携して、計画的な仮釈放による地域生活支援への移行につなげていく必要がある。

「地域生活定着支援センター（仮称）」の立ち上げと今後の運用における連携として、上記の二つの機能を一つのプロセスとしてつなぎ、活かしていく方策が必要であり、更生保護の関係者がそのような視点で「地域生活定着支援センター（仮称）」についてかかわることが求められる。

## 2 福祉との連携に関する更生保護関係者の課題(特に福祉における支援制度、支援メニューの理解促進)

上記の調査結果にも認められるとおり、知的障害が推定される人たちを受け入れても、多くはその人たちを支援制度上どのようなメニューにつなげるべきかが明確に理解されていないまま終始してしまっている現状にある。一方で自立困難であると認め、その支援策に苦慮してもどのようなメニューにつなぐことができるかが十分に理解されずにいることもある。福祉サービスのメニューの具体的な理解ができて初めて支援を必要とする人のニーズに実践的なアクセスができることになる。逆説的ではあるが食欲があってメニューを見るのではなく、メニューを見て食欲をそそるような取り組みを構築する必要がある。

その点で社会生活定着支援センター（仮称）は個々の事例の相談のみではなく研修、啓発が重要な機能になり、関係者の交流の場となることも期待されよう。

## 3 引受人のいない知的障害受刑者の支援策を切り開くために

(1) 更生保護施設は住居のない出所者等に対して自立支援を行っているが、その在所期間は平均約2か月。受け入れている被保護者の多くはその間に自立準備が可能なたち、というのが現状である。もちろん薬物やアルコール依存者、あるいは長期刑受刑者、粗暴傾向のあるもの、累犯者等々、様々な処遇上の配慮を要する人たちを受け入れて24時間態勢で指導援助に当たっている実績は本人にとっても社会にとっても大きな役割を果たしているものである。しかしながら障害者や高齢者など福祉ニーズの高い人たちを地域生活支援として受け入れ、対応する態勢は十分ではなく、一方で福祉につなぐことも現状では難しい。その結果引受人がいない受刑者の場合は満期まで受刑して身ひとつで釈放になってしまうことが多い現状にあり、再犯、再受刑の悪循環を招くことになる。

このような現状を打開する方策を制度面、運用面から探っていく必要があるが、それは矯正、更

生保護、社会福祉のそれぞれの制度を個別に検討し、あるいは建前としての連携を唱えるだけでは難しいと考えられる。記述のとおり、矯正施設や更生保護の現状をそのままにして、その手つかず部分をそのまま社会福祉に投げ渡す方策を求めるのではなく、社会福祉モデル、すなわち地域支援モデルを提示してもらい（いずれ判定基準もそれに入ると思われる）、それをフィードバックする方法で地域支援につながる矯正施設や更生保護の役割、何ができるかを検討して、新たな流れとしての連携スキームを一体的に構築する試みが必要であろう。

(2) 前記の試行課題を实践する方策とし平成19年1月、社会福祉法人 南高愛隣会・麓刑務所・中津少年院・九州地方更生保護委員会・長崎保護観察所等で「合同支援会議」を立ち上げ、引き受け先のない入所者について、入所当初から、引き受け先の調整、療育手帳認定にかかる手続き、支援方針の策定等を連携して継続的に行うモデル事業が動き出した。このモデル事業は、地域支援モデルを刑事施設に持ち込んで、そのモデルに乗せて行く、移行させていく営みを刑事施設段階から動かしていこうとするものであり、これは更生保護施設についても同じことが考えられる。

これを発展させた制度設計を、法務省、厚生労働省、地方自治体が連携して構築することが必要であり、それぞれの領域ごとの対策では、いかにそれぞれの強化策を図っても現状の解決には向かわない。

#### 4 まとめ

最後にまとめとして、再度にわたるものもあるが次の事項を挙げておきたい。

(1) 社会生活に円滑に移行していく上での支援ニーズが把握されないまま刑事司法の領域に留まり、あるいはその領域内への出入りを余儀なくされ、重ねている人たちが多くいる。その結果としてそれらの人たちは社会福祉の支援の対象外に置かれ、またそれ故に刑事司法の対象となり続けているとも言える。

(2) 刑務所、少年院収容の早い段階から始めて、収容中にその支援ニーズの把握と、そのニーズを社会における具体的な支援メニューに結び付けていくための方策が講じられなければならない。現状において矯正、更生保護、社会福祉のそれぞれの制度が確立しており、それぞれの実務者による個々のケース毎の連携の努力はなされているものの、各分野をつなぐプロトコルや実務設計がなく、個々の実務家の熱意や志に委ねられているといっても過言ではない。

(3) その結果、現状では次のような実態になっている。

① 親族や更生保護施設、社会福祉施設等の支援がなく満期出所を余儀なくされ、衣食住、就労さらには適切な人間関係等において孤立した生活に陥る場合。言うまでもなく再犯要因となる。

② 仮釈放等により更生保護施設に帰住し、一定期間の保護を受けた後に退所する場合。この場合も退所後に社会福祉の支援につながる場合は少なく、そのため更生保護施設の通常の処遇可能な範囲（集団生活協調性・一般の職場での就労可能性）での受入れとなりがちであり、また、この場合は社会福祉の支援に意図的につなぐことは少なく更生保護施設での処遇で自己完結している傾向にある。

すなわち知的障害を有する人たちの中間施設（地域生活定着支援への準備期間としての施設機

能)としての役割を担うノウハウや支援スキルは備えていない施設であり、中間施設機能といっても居所提供以上には至っていない現状にある。

③ 更生保護施設が知的障害やそれに伴う精神症状等にもかかわらずその支援ニーズを認識して受け入れている場合。その場合、更生保護施設関係者は中間施設という認識であるが、受け入れ後の地域生活定着支援に移行することは決して容易ではなく、処遇に苦慮することが多い。他の様々な問題を有する被保護者との並存であるため相互の人間関係や協力の限度があり、人的体制が不十分、あるいは支援ニーズに応じた専門的な支援メニューや処遇ノウハウが備わっていないこと等から、多少の受け入れ経験がある施設でも長くても1か月間が限度という意見がある。

④ 受け入れ後の社会福祉施設への移行を前提として受け入れる場合。高齢者等について福祉事務所との事前協議を行い、移行先が整った上で受け入れることにより積極的に中間施設としての役割を担い円滑な移行に寄与することがあるが、このような場合は極めてまれである。

⑤ 上記①の場合において、刑務所出所時に交付される「保護カード」を持って保護観察所に保護を求めてくる場合。食事・衣料給与等の一時保護や更生保護施設への委託がなされるが緊急対応に終わるのが実情である。

(4) 上記のような隘路を生じている事情のひとつは次の手続面からの結果としての排除である。

① 住所設定ができていないと「当該」市町村の基本的に社会福祉の支援対象になりにくい。

② その結果、障害認定や療育手帳の発給を所管するところも定まらず、長期間の調整を必要とすることになる。

(5) もうひとつは矯正施設及び更生保護（保護観察所及び更生保護施設）側が社会福祉制度による支援メニュー等についての知見が充分でなく、送り出す側としてニーズの把握や支援へのつなぎ方についての準備、調整力が足りないことである。

(6) 上記(4)の手続き上の隘路を解決するための制度設計、実務設計がまず必要とされる。自治体により運用が異なることがないように統一的な設計がなければならない。

(7) この(6)の制度設計がなされないと更生保護施設に社会福祉士を配置して中間施設としての機能を期待しても機能せず、結果的に更生保護施設に留まることになり、それは受け入れを躊躇する現状を改善することにはつながらない。

(8) 更生保護施設の中間施設としての機能を期待するためには、これらの措置とともに、職員体制の充実、福祉の専門的な視点からのバックアップや連携が必要である。社会福祉士の配置はその対策になり得るが、自己完結的な機能を担うのではなく、矯正施設、社会福祉施設との架け橋の一環を担うことで生かされてくることを強調しておかなければならない。

(9) 以上を図式的かつ時系列的に述べると、社会生活定着支援の知見を有する社会福祉支援の専門的実務家が、支援を要する対象者が矯正施設に入所した早い段階において矯正施設において調査、協議を行い、支援計画を策定した上でその計画による移行調整に着手する。この流れを「地域生活定着支援センター（仮称）」、保護観察所（必要に応じて更生保護施設）、新たに所管を設計される地方自治体が連携して担い、その推移に応じて矯正施設が矯正教育を進め、地方更生保護委員会が

適機に仮釈放に向けた調整・検討に移っていくことが期待される。上記(2)の「合同支援会議」が試行している方向を敷衍していくことが有効と考えられる。

(10) 最後に本報告のⅢの4において取り上げている少年院仮退院者の調整事例から見た課題を重ねて付記しておきたい。

知的障害が発達段階で放置され、社会生活に直面する段階になってから生活上の障害を来し、それが非行や犯罪に結びついている事例をいくつか見てきた。これらを通じて考えさせられるのは、発達段階での障害への気づき、保護者と本人の障害受容、社会の理解と偏見の是正、早期からの支援等について、家族、児童福祉、教育、地域社会等の理解と協力がなければこの問題が繰り返されるのではないかということである。本人の障害に対する保護者の理解とその上で抱えることになる様々な負担への支援を欠いたまま孤立して社会生活段階に移り、そこで生活上の障害に直面するという問題が根にあるということを考えさせられる。障害を社会生活上の障害としていかないための支援を発達段階から手当てしていくことの大切さも本研究で痛感させられたことのひとつである。

# 虞犯・触法等の障害者を取り巻く司法と福祉の実状

研究分担者 ノンフィクション作家 山本 譲司

## 研究協力者

- 赤平 守 (すぎなみ障害者生活支援コーディネートセンター所長・社会福祉法人 同愛会相談員)  
阿部美樹雄 (社会福祉法人 みずき福祉会 町田福祉園施設長)  
岩屋 文夫 (社会福祉法人 訪問の家「集」自立生活アシスタント、「集」地域支援員主任)  
松本 一美 (社会福祉法人 和歌山県福祉事業団事務局経営課主任)  
森山 秀実 (更生保護法人 東京実華道場 ステップ押上施設長)  
川島 志保 (川島法律事務所弁護士)  
相原 佳子 (野田・相原・石黒・佐野法律事務所弁護士)

## I 研究目的

## II 研究方法

## III 研究結果及び考察

1. 障害者が被告人となった場合の刑事裁判の実態
2. みずき福祉会における事例と課題
3. 横浜市における虞犯・触法等の障害者への福祉政策
4. 和歌山県福祉事業団の取り組み
5. 更生保護施設の実践事例
6. その他の実践事例
7. 問題点の整理

# 虞犯・触法等の障害者を取り巻く司法と福祉の実状

研究分担者 ノンフィクション作家 山本 譲司

## I 研究目的

罪を犯し、または罪を犯す虞のある障害者の地域社会での自立を図る観点から、「虞犯・触法等の障害者を取り巻く司法と福祉の現状」をテーマとして、社会復帰に向けた福祉サイドの役割と矯正および更生保護など関係機関の連携の具体的な取り組み、法的整備に関する諸課題を調査・分析すること。

## II 研究方法

- (1) 障害者が被告人となった場合の刑事裁判の実態
  - ・ 罪を犯すに至った背景と経緯
  - ・ 裁判への福祉サイドの関わりは？
  - ・ オーストラリア・ビクトリア州の事例研究
- (2) みずき福祉会における事例と課題
  - ・ 施設としての支援体制
  - ・ 施設内における支援上の課題
  - ・ 地域移行に至るまでの課題
- (3) 横浜市における虞犯・触法等の障害者への福祉政策
  - ・ 更生援護特別処遇事業の効果と課題
  - ・ 自立生活アシスタント制度の活用
  - ・ 具体的支援事例について
- (4) 和歌山県福祉事業団の取り組み
  - ・ 矯正施設からの出所者・出院者への支援事例
- (5) 更生保護施設の実践事例
  - ・ 東京実華道場における実情
  - ・ 更生保護施設の制度上の問題点（職員配置や予算面など）
- (6) その他の実践事例

## III 研究結果及び考察

### 1 障害者が被告人となった場合の刑事裁判の実態

刑事裁判は年間約8万件、そのうち第一審裁判所で、精神障害者（知的障害者も含む）と認定された人は千名近くいる（そのうち心神喪失で無罪となった人は0.1%）。国選弁護人が担う刑事裁判

が70%を超え、争いのない自白事件は99%、争う否認事件は約1%という状況下においては、潜在的には更に多くの知的障害者が被告人として存在すると思われる。

そこでこの間、研究協力者とも手分けし、知的障害者が被告人である裁判の傍聴を数多く行ってきた。そこから見えてきたのは、障害を全く配慮されずに、彼ら知的障害者が機械的に刑務所に送られてしまう、現在の刑事裁判の実態であった。また、彼らが罪を犯すに至った背景を探っていくと、必ずそこには、「福祉の不在」があった。

さらに私たちは、この3年間、矯正施設への参観を実施(「宮川医療少年院」「神奈川医療少年院」「川越少年刑務所」「播磨社会復帰促進センター」「島根あさひ社会復帰促進センター」など)するとともに、罪を犯した知的障害者を受け入れている全国の福祉施設を訪問(社会福祉法人北摂杉の子会「萩の杜」など)してきた。

また、触法障害者への先進的福祉政策を取り入れている、オーストラリア・ビクトリア州政府ヒューマンサービス省のスタッフとの意見交換なども行った。

そして何よりも私たちは、この3年間、知的障害のある人たちが被告人となった刑事裁判に積極的に関わり、彼ら彼女らの出所後の受け皿探しに奔走してきた。

そこで、そうした実践活動のなかで見えてきた司法的課題について、まず提言させていただく。

## (1) 提言

刑事裁判手続の中に、刑事罰を科す手続とは別の福祉的プログラムを取り入れることにより、犯罪を繰り返す知的障害のある人・発達障害のある人(以下「知的障害のある人等」という)が単に累犯であることを理由に実刑判決を受けることのないよう、知的障害者等に刑務所等矯正施設外での更生の機会が選択できる仕組みについて検討すべきである。

## (2) 理由

① 罪を犯した知的障害者等に対して、矯正施設内における矯正教育や受刑後の地域社会における受け入れ先が重要であることは明らかである。

② 「受刑中の知的障害者、発達障害者に関する調査」によると、知的障害者等の犯した犯罪の主たる罪名は、窃盗、詐欺(ほとんどが無銭飲食と思われる)、放火となっている。また、数字として表れていなくても、幼児に対する性犯罪もかなりあるのではないかと推測される。

このような犯罪については、責任能力が否定されない限り、過去に前科があれば、たとえ被害が軽微だったとしても、実刑判決を受ける可能性が高い。

③ さらに、軽微な事案であることや、刑事責任能力等に問題がある等の理由から、起訴猶予、執行猶予になる知的障害者等については、何らの支援を受けることなく、社会にそのまま戻り、自助努力による生活の再生が求められているのが現状である(もっとも保護観察の制度については、近時、法制度改正が行われている)。

④ ところで、少年事件においては、家庭裁判所調査官が関与し、事案の背景や少年の更生のために必要とされる様々な方法を検討し、試験観察によって、少年の更生を見守る手続が整えられている。

⑤ 知的障害者等に関しても、累犯ゆえに実刑判決を免れることができないとし、矯正施設内の



処遇のみを検討するのではなく、判決と選択的な福祉的プログラムを検討する仕組みを考えるべきである。

少年事件には、家庭裁判所調査官という専門職が裁判所に配置されているように、知的障害者等の事件についても、裁判所に専門職が配置され、福祉的視点に立ったプログラムの検討がなされるのが理想であろうが、現実的な観点から、福祉の専門家が関与したプログラムを弁護士等が発案し、刑事罰との選択を可能にすることが考えられる。

罪を犯した人に知的障害・発達障害があると認められた場合、一定の要件の下に（犯罪の形態、内容によって）専門家の支援が整えられた施設（補導委託先等が参考となる、公的援助をすること）、もしくはサポート体制を構築し一定の目標を達成することを条件に社会内の居住先を整える。

⑥ 刑事裁判の中に福祉的プログラム選択の可能性を取り入れたオーストラリア・ビクトリア州における実践が、一定の成果を上げていることは大いに参考となる。

⑦ 福祉的プログラムを選択する具体的指標は、次の通りである。

- ・知的障害・発達障害のあること
- ・執行猶予の場合もしくは一定の期限内の実刑（例えば懲役2年程度）であること（起訴猶予事案については、福祉プログラムを強制することはできないので、本人の望んだ場合に限られる）
- ・一定の罪名に限ること（例えば、窃盗、詐欺、幼児等の連れ回し等未成年者略取罪）
- ・福祉プログラムの作成には専門家が関与すること
- ・福祉プログラムによって一定の成果が認められた場合には、判決の言渡しは効力を失う（執行猶予期間の満了と同じ）

## 2 みずき福祉会における事例と課題

研究協力者 社会福祉法人 みずき福祉会 町田福祉園 施設長 阿部美樹雄

第一審で実刑判決を受けた知的障害者の身元引受人となり、その後、控訴審において、施設長が情状証人として出廷するなど、八王子平和の家として裁判への関わりを持った。すると控訴審では、八王子平和の家への入所を条件に、あっさり第一審の判決は棄却され、執行猶予判決へと変わった。この例からも、知的障害者が被告人である刑事裁判の場合、福祉サイドが支援している姿さえあれば、実刑判決を避けることが可能であることが分かる。

なお、彼らのような知的障害者を受け入れた場合、施設側の支援体制や地域移行への道筋など、多くの課題が山積していることも確かだ。

以下、みずき福祉会で受け入れた、起訴された知的障害者と医療少年院から受け入れた事例の報告ならびに相談を受けた事例の報告と、活用の可能性のある制度について述べたい。

### (1) 「通勤寮入寮者が起こした刑事事件について」

（利用していた通勤寮施設長の東京都への報告書より）

性 別：男  
年 齢：当時21歳・現在22歳

障害程度：①愛の手帳4度（IQ=74：平成13年）

②脳性麻痺による下肢機能障害5級

障害基礎年金：1級受給

実施機関：\*\*福祉事務所

家族：なし（両親は不明、祖父母は死亡）。里親との関係も今はない。

生育歴：

\*\*市で出生。実母は、病弱な祖父母宅に本児を置き去りにしたため、生後2か月で県立\*\*乳児院に入所する。

1歳6か月で当時養育家庭であった養父母宅に委託されて育つ。

6歳時、養父母が米国留学するため、本児を養子縁組し一緒に渡米する（小学校6年生まで）。知的ボーダーで小学校5年生から心障学級。家族や友人の金品の盗難や、火のいたずらをする等問題行動がある。

小学校6年生時に帰国し、\*\*の小学校（特殊学級）に編入する。

平成11年4月 \*\*中学校入学。\*\*児相で判定（IQ=73）。

酪農家の知人宅に預けられ生活するが、同居女児の下着やお金の盗み等があり、養父母宅への家庭引き取りとなる。

平成11年10月 児相センターに一時保護される（養子縁組解消）。

平成12年3月 \*\*県\*\*学園に入所する。

平成12年7月 都立\*\*学園に入所する。

平成13年3月 都立\*\*福祉園に入所する。

平成13年4月 都立\*\*養護学校中学部3年に編入する。

平成17年3月 都立\*\*養護学校高等部を卒業する。

平成17年4月 F(株)に就職する。

平成18年3月 東京都\*\*通勤寮に入寮する。

平成18年4月 自転車盗により\*\*警察署に補導される。

平成18年6月 退職。

平成18年9月 (株)Jに就職する。

(パソコンによるデジタル写真の修正)

平成19年5月 自転車盗により\*\*警察署に補導される。

平成19年6月 刑事事件を起こし逮捕される。

## ① 犯行及び事件発覚日時ならびに状況

### 【犯行日時・状況】

平成19年6月14日(休)午後、\*\*駅で電車に乗ってきた女子高生(16歳)に対して、隣の席に座り襟につけたバッジを示し暴力団員であるかのように装い、「死にたくなければ言うことをきけ」とカッターナイフで脅し(刃は出していない)、一時間にわたり体を触ったり、スカートをめくり携帯電話で写真を撮ったりする。その際、被害者の携帯電話の番号を自分が持っていた携帯電話に入力した。本人は携帯電話を所持しておらず、通勤寮外の友人(女性)に借りたものだった。電話の機能は解約されていたため使用不能だったが、写真を撮ったり入力したりすることはできた。この日は出勤途中に友人の女性と会った後、会社に電話をして休み、その後中央本線で\*\*まで行った

という。この後、何食わぬ顔でいつもと同じ時間（19:00）に帰寮する。職員には、会社を欠勤したことは伝えられていない。

**【事件発覚日時・状況】**

平成19年6月15日(金)朝、公衆電話から被害者の携帯電話に「今日また会おう」と留守電を入れた。被害者の母親がこのことを警察に通報し、警察は乗ってくると思われる電車を待ち、電車内で本人を発見し事実を確認した。本人も認めたため\*\*駅で下車し、\*\*警察署に同行（逮捕）される。なお、この日は出勤したが早退し、中央本線に乗った。

**② 公判（8月13日）までの経過報告**

6月15日(金) 東京都福祉保健局障害者施策推進部より、利用者が強制わいせつの疑いで\*\*警察署に拘留されているので、至急、\*\*警察署と連絡をとり、状況報告をされたいとの連絡を受ける。その後、担当係長からも同様の連絡を受ける。

\*\*警察署と連絡をとる。経過を簡単に伝えられ、必要な情報の提供を求められ、お伝えする（建物の構造、間取り等）。

21:00に\*\*警察署刑事課・\*\*氏より電話がある。人を脅し強制わいせつをした罪で逮捕状が出され、逮捕し警察に留置した。今後送検され身柄も送致される可能性がある、という連絡を受ける。

6月16日(土) \*\*地方裁判所より、10日間の拘留が認められた旨連絡を受ける。

6月17日(日) 毎日新聞朝刊地方版に記事が載る。

〈電車内でナイフ、女子高生を触る \*\*署・21歳逮捕〉

\*\*署は15日、電車内で女子高生を脅しわいせつな行為をしたとして、東京都\*\*市会社員、\*\*容疑者（21）を強制わいせつ容疑で逮捕した。

調べでは、\*\*容疑者は14日午後、JR中央線\*\*発\*\*行き上り普通電車内で、向かい合わせになった4人掛けの座席に1人で座っていた女子高生（16）の隣に座り、カッターナイフを見せるなどして脅し高校生の太ももや胸をさわるなどわいせつな行為をした疑い。当時、同じ車両に乗客は2、3人しかいなかったという。

同日、高校生の家族から被害届を受けた同署員が、似顔絵や目撃情報などを基に捜査し、15日午後、中央線の下り普通電車内で\*\*容疑者を発見した。容疑を認めており、同様の行為を繰り返していた可能性もあるとみて調べている。

6月18日(月) \*\*警察署にて、捜査係\*\*巡查部長より犯行状況等伺う。その後、本人と接見。

6月19日(火) \*\*警察署に、本人の衣類等を届ける。その後、本人と接見。

6月20日(水) \*\*区\*\*総合福祉事務所に報告等行う。

6月21日(木) 法人理事の弁護士に今後の対応等相談依頼する。

出身施設の\*\*福祉園施設長に連絡をとる。

出身校の\*\*養護学校に事件概要を伝える。

6月23日(土) 15:20\*\*警察署刑事課捜査主任巡查部長が来寮する。通勤寮建物全体外観と本人居室部分の外観を写真撮影し、後日、本人の居室内を家宅搜索することになる旨伝えられる。

6月26日(火) 17:00\*\*警察署刑事課捜査主任より、本人の居室の家宅捜索を明日の午前に行いたいと電話がある。

6月27日(水) 9:15\*\*警察署員が来寮する。本人立会いの上家宅捜索及び証拠品等を押収する。法人関係の弁護士に相談する。

### 【家宅捜索】

9:15 \*\*警察署捜査課来寮する。捜査主任ほか5名、及び本人。

9:30~10:30 家宅捜索令状に基づき、本人居室内の家宅捜索を行う。

本人の証言による証拠品の確認と押収が行われ、

1) 本人が6月14日に着ていた着衣

2) アダルトビデオ (19本)

3) アダルトDVD (8~9枚)

等が押収された。本人の確認のうえ、それぞれの証拠品と共に写真撮影された。なお、本人は手錠・捕縛されているため、利用者の目に触れないよう裏口の門から外階段で寮に出入りした。

7月2日(月) \*\*警察署を訪問し、本人との接見を行う。接見後、捜査主任と話す。起訴は免れないと思われ、警察としては判断能力があるとの見解で、実刑も十分に考えられる。執行猶予がつくかどうかはなんとも言えない。今後の日程としては、20日間の拘留終了後に地検に送られ、裁判は8月になってしまうであろうとのこと。本人も裁判終了まで現在の\*\*警察署に拘留されるようになると話された。

7月5日(水) 起訴される。

7月6日(金) 本人の職場の課長より連絡が入る。内容は、「本人の件について会社側で検討した結果、障害者雇用であることから解雇はできないので自主退職の形がベターであろうとの結論に達し、昨日人事課の部長が直接\*\*警察署を訪問し、本人と接見し直接退職願を書いてもらった」ということ。

7月10日(火) 16:00\*\*地方検察庁\*\*支部より、弁護人が決まったという電話が入り、弁護人の氏名・電話番号を伝えられる。

\*\*弁護士 (\*\*法律事務所)

7月11日(水) 16:20\*\*法律事務所\*\*弁護士に連絡をとる。\*\*弁護士もまだ弁護人を引き受けたばかりで、事件の詳細は把握されていないとのこと。本人の裁判に関して相談させていただきたい旨お願いし了解いただく。明日再度連絡し、日程等を調整することになる。

7月12日(木) 11:45\*\*区\*\*総合福祉事務所に電話し、本人の弁護人が決まったこと、弁護人の氏名・連絡先等お伝える。

17:00\*\*弁護士に電話する。裁判所から連絡が入り、裁判は8月13日(月)10:00から\*\*地裁\*\*支部にて行われることを伝えられる。

8月2日(木) \*\*市内、\*\*法律事務所において、\*\*弁護士と話し合いを持つ。

### 【内容】

○被害弁償の申し出

・\*\*弁護士より被害者の親権者(父親)宛に文書(8月2日付)で連絡し、本人から謝罪の意思表示として被害弁償(100万円)を提示する。8月10日まで相手からの連絡を待つことになる。

- ・被害者の住所・氏名・電話番号等一切知らせないで欲しいと言われている。

○裁判について

- ・被害女子高生は、事件後5日間くらい学校に行けなくなってしまったということ。
- ・事件はかなり悪質だが、初犯なので執行猶予がつく可能性もある。しかし初犯とはいえ、18歳のときに同様の事件を起こしていたようで、このときは未成年ということで口頭注意のみで終わっている。
- ・執行猶予がつかなかったとき、収監中の本人のお金の管理をどこがしてくれるのか、刑期が終わったらどこで生活するのかということが大きな問題で、裁判所もそのことを気にするだろう。
- ・起訴事実は本人も認めているので、一回の裁判で結審するだろう。1～2週間くらいで判決が出るので、そのときも傍聴して欲しい。

○毎日新聞の記事について

- ・記事を書いた記者が裁判の傍聴に来ることは十分に考えられる。その後の取り扱いは記者の判断なので、どうするかはわからない。

○通勤寮の管理者責任について

- ・一般の人と同じように行動し、理解力も判断力もある人間がしたことであり、施設側の管理者責任は問われない。
- ・起訴状には知的障害者であるとか、通勤寮が社会福祉施設であるというようなことは述べられていないが、本人の住所は東京都\*\*市東京都\*\*通勤寮と書かれている。
- ・本人には現実感覚が希薄な面を感じる。自分のやったことはいけないことだと言うには言うが、本当にそう感じているのか感じ取れないところがある。

8月7日(火) 14:00\*\*区\*\*総合福祉事務所と話し合いを持つ。

8月8日(水) 13:20\*\*弁護士より連絡が入る。被害者(及び家族)に対して申し出ていた100万円の被害弁償に対して、本日午前、被告人の罪を許す(軽くする)ということであれば受け取りますという母親からの電話が入ったということ。

\*\*弁護士の方から送金するという事になっているので、14:00本人の銀行口座より\*\*弁護士の口座に100万円を振り込む。

8月13日(月) 公判当日。

③ 公判記録

日 時：平成19年8月13日(月) 10:00～11:00

場 所：\*\*地方裁判所\*\*支部第一法廷

公判内容：ア、罪状認否

- ・罪状—強制わいせつ罪
- ・認否—事実関係を認める
- イ、起訴状朗読
  - ・事実経過の朗読
  - ・18歳から19歳の間に、刃物で脅すことはなかったが同様の事件を起こし、\*\*福祉園の職員に嚴重に注意されたということ。
  - ・押収物の携帯電話で撮った写真の本人確認—認める。
- ウ、弁護人質問

(質問に入る前に弁護士より、本日弁護人の手により被告から被害者に100万円の被害弁償が支払われた旨の報告がある。)

- ・ どうして触りたくなかった？－(返答なし)。
- ・ カッターナイフはいつももっているの？－はい。自分の身を守るため。
- ・ 刃は出さなかった？－はい。
- ・ 不良への憧れは前からあったの？－はい。
- ・ どうして憧れたの？－強いから。
- ・ 脅されたほうの気持ちは考えなかったの？－はい。でも今はわかります。相手の気持ちを考えるようにする。

エ. 検察側質問

- ・ 2人連れの乗客が乗ってきたがやめようと思わなかった？－はい。
- ・ 翌日かけた電話はどうして？－会って謝るためです。
- ・ いつ謝ろうと思ったの？－朝、謝らなくちゃいけないと思った。
- ・ 体に触るのにどうして脅したのか？－(返答なし)。
- ・ 脅さないと体に触れられないから？－はい。
- ・ では、相手が嫌がるということを知っているね？－(返答なし)。
- ・ 写真は自分で楽しむため？－はい。
- ・ 被害者の留守電に駅で待っていると入れていたね？－はい。
- ・ 謝りたいと思ったなら、留守電に謝りの言葉の一言でも入れておくはず。それはなかった。逮捕時には謝るためとは言ってなかったよね？－(返答なし)。

オ. 裁判長感想

- ・ 相手の気持ちを考えるというのはどういうこと？－(返答なし)。
- ・ みんな、あなたがまた同じことを繰り返すのではないかと心配しているのですよ。

◎ 求 刑—懲役2年

◎ 次回判決—9月5日(水) 13:10から\*\*地方裁判所\*\*支部にて

④ 公判以後判決までの経過報告

8月30日(木) 17:30\*\*区\*\*総合福祉事務所に連絡をとり、9月5日からの短期入所利用可能の判断を出してもらう。

17:45町田福祉園(阿部施設長)に電話して、「八王子平和の家」への短期入所の依頼をする。

8月31日(金) 11:00\*\*警察署にて本人と接見する。

「契約解除通告書(別添)」を示し、9月5日の判決で有罪判決が出たら、\*\*通勤寮との契約が解除になることを伝える。

現在保管している物品、管理依頼されている預貯金の移動に関する「委任状(別添)」に、説明を行い署名してもらう。

9月4日(火) 11:00担当検察官と検察庁にて面会し、「K・Yさんの障害特性と今後について(別添)」を提示し、読み終わった後で補足説明をする。実刑判決が出された場合の行き先について相談するが、それについて検察は管轄外で刑務官が担当することになる。その後についても、刑務官に伝えた方が良いと言われる。

16:00町田福祉園・阿部施設長が来園し、9月5日からの短期入所について大丈夫という返事をいただく。明日執行猶予付きの判決が出た場合、即日、八王子平和の家に向かうことになる。

9月5日(水) 判決当日。

### ⑤ 判決記録

日 時：平成19年9月5日(水) 13:10～13:30

場 所：\*\*地方裁判所都留支部第一法廷

判決内容：①主文—懲役2年執行猶予3年

#### ②理由及び事実認定

(強制わいせつ事案であり、10万円程度になる訴訟費用は負担すること)

- ・自己中心的な行為を見過ごすことはできない。
- ・職を失い社会的制裁を受けた。
- ・前科が無い。
- ・100万円の被害弁償を支払った。
- ・法廷で反省のこぼを述べている。
- ・まだ若いので将来の更生が期待できる。
- ・精神的、肉体的な障害がある。
- ・保護観察を付ける執行猶予です。

### ⑥ 判決以後の経過

9月5日(水) 判決後すぐに、「八王子平和の家」に短期入所(9月16日までの予定)する。

9月6日(木) 本人同行の上、八王子家庭裁判所保護観察所を訪問し、保護観察官より保護観察についての説明を受ける。

- ・保護観察期間(3年間)保護司に定期的に会う。
- ・執行猶予期間に警察に捕まれば執行猶予は取り消される。
- ・決定された住所地の保護観察所に通うことになる。
- ・遠出するときには保護司に届け出なければならない。
- ・5回の処遇プログラム(性犯罪)を受ける。
- ・9月19日から保護観察が始まる。

9月12日(水) \*\*区\*\*総合福祉事務所から正式な行き先が決定したという報告を受ける。9月14日入所。

【入所先】：民間のNPO法人が経営するグループホーム

### ⑦ 所見

この通勤寮を経営する法人は、知的障害者入所更生施設も経営しておりその施設で受けるべきではないか、と当然のことながら依頼があった際お話をしたが、その施設では経験も無く職員も説得できないとの返事がかえってきた。八王子平和の家だけでなく他の施設も受け入れるべき、と説得するが判決の期日が迫ってきて、ショートステイの枠で八王子平和の家が受け入れることにした。経過報告でもあるように初犯だが18歳のとき同様の事件を起こしている。また、内容が悪質である

と判断されるであろうことは予測できるので受け入れ先が無い場合実刑になるであろうと思われ、八王子平和の家で受け入れることにした。『ソーシャルワークとは現実が優先する』するということが、施設長の思いだけではなく職員全体に定着していないと『シェルター』のような役割を担える施設は生まれてこないのではないかとと思われる。また、制度面からの評価も必要である。

## (2) 「医療少年院から受け入れた事例について」

性別：男

生年月日：平成元年〇月〇日生まれ（当時17歳）

障害程度：療育手帳 B2 平成16年再発行 平成鑑別時 WISC-Ⅲ IQ-40以下中度の精神遅滞と判定されている。

生育歴：

実父母は平成4年に離婚し、実母の出奔に伴い、小学2年より児童養護施設、小学4年より知的障害者施設で生活をしていた。児童養護施設在園時より一緒に入園していた実兄と共に粗暴な言動をとったり、物を盗んだりという問題が見られたため、知的障害児施設の入所となった。この施設では、13歳ころから職員に対しても粗暴行為があり網膜はく離の重傷を負わせたこともあった。平成16年8月に他生の両足を持って振り回し、ベッドに頭を殴打させたことと、他生の顔面を殴打したことの2件で傷害保護事件として逮捕され、平成16年11月18日に医療少年院に入院となった。

### ① 八王子平和の家に入所までの経過

少年院に入院して2年以上が経過した時点で、粗暴行為はほとんど収まっている。対人関係では、他少年とのやりとりがうまく行かずいらいらすることがあるが暴力に訴えることは無く、ふてくされた表情をみせるが気持ちを抑えている。他少年と関係がうまくいかないと感じると、自ら職員に申し出て他少年との調整や仲介を頼み、トラブルが生じるのを避けるすべを使っている。調子に乗ったり、感情的な口の利き方をしたりして注意を受けることはあるがすぐに素直に改める。最近では以前の施設でみられたような粗暴行為はほとんど改善されている。ただ、帰住先が決まらないので先行きの見通しが持てず自分よりもあとから入院した少年が次々と出院していくたびに自分の出院できないことで心情不安定になってしまう。

千葉家庭裁判所から千葉保護観察所宛に環境調整命令が発出されているが、帰住調整は難航している。その為、少年院で最上級の段階に達している1年になるが出院の見込みは無く入院して2年4か月が経過している。

平成19年、町田福祉園阿部ゼネラルマネージャーに、福祉の現在の制度の解説や上記児童他の帰住先として福祉施設利用の可能性についての相談、見立ての依頼があり3回ほど訪問する。この児童は、落ち着いており十分福祉施設的环境〔刺激の多い環境〕でも暮らしていけるものと判断し、八王子平和の家施設長にも面談し八王子平和の家でショートステイの枠でロングステイ（3か月を超えての利用）することになった。現在は、大変落ち着いており少年院にいたころ、おびえているような印象があったが、のびのびしており将来グループホームでの暮らしも考えられる対象となっている。



## ② 所見

今回は阿部研究協力者が少年院に出入りしていた関係で福祉につなげることができたが、少年院、刑務所とも福祉の制度、繋ぎ方等の知識は無く出院を困難にしている。障害者施設を利用する場合は、障害程度区分の判定が必要だが、この少年院は入院中に福祉事務所が来て判定を行っているが、これは区市町村と矯正施設の判断になる。また、未成年で基礎年金がもらえないため生活保護を受ける必要があったが、福祉事務所は拒否し少年院が所在する市が給付するという英断を下したが、これは全くのレアケースで障害程度区分を出した区市町村が生活保護も見るとべきことで、障害者施設を利用する場合、生活保護も出身地が出すことに改正されている。

## (3) 提言

障害者自立支援法は多くの課題のある法律で、様々な面で改正が必要であるが、この中で評価できる施策のひとつとして『自立支援協議会』の設置ということがある。自立支援協議会は、区市町村と都道府県の両方に設置が義務づけられている。様々な役割があるが、困難事例の検討ということも大きな役割のひとつである。そして、区市町村で解決に至らないケースについては都道府県で検討することになっている。ここに少年院や刑務所の出所者で障害を持っている人たちの支援について乗せていけないものかと思う。私の数少ない経験の中からの印象では、少年院は熱心に対応するが、刑務所の場合、個人情報の問題もあるが帰住先については熱心ではなく、報奨金を渡し刑務所から出してしまうという印象がある。身元引き受けも無くお金も無かったとしたら累犯率が7割にもなるのは当たり前のものであり、犯罪者を作り出しているといっても過言ではないように思える。IQ測定は必ずするわけで、身元引き受けが無く明らかに知的障害のある受刑者の出所の場合、福祉事務所につなぎ、困難事例については支援プランを作り実践者に渡していくというルールが作れないものかと思う。人権への配慮は大事だが、累犯がわかっていながら放置していくことも人権問題であるし、社会的なリスクを考えても自立支援協議会をそのような場として育てていくということもひとつのアイデアだと思う。

### 「出所後の生活支援について」の一考

- ・再犯防止プログラムの作成、認知行動療法、SST、セルフヘルプグループの存在が重要である。「べてるの家」の取り組み——北海道浦河の精神障害者への支援団体（20%は知的障害）に学ぶ。発達障害の理解——イギリス自閉症協会作成 SPELLなどを参考にする。
- ・刑務所か再犯防止プログラムかのフィットネスの機会をもうける。
- ・契約になじまない人たちなので矯正施設の中での再犯防止プログラムの導入、そして出身地の自立支援協議会に支援プランを作成させ、福祉事務所との連携で療育手帳、障害基礎年金、生活保護等の条件を整備する。
- ・英国におけるヘイズ独立病院のような専門職のいる医療刑務所、ブルーネル教育センターのように社会に出るまでの治療的、福祉的な中間施設の必要性。
- ・生涯にわたり安心して相談にこられる「止まり木」のような支援センターの必要性。

### 3 横浜市における虐待・触法等の障害者への福祉政策

研究協力者 社会福祉法人 訪問の家「集」自立生活アシスタント、「集」地域支援員主任 岩屋 文夫

#### (1) 概要

横浜市は、人口360万人を数える我が国最大の政令市であり、これまでも福祉分野をはじめ独自の施策を展開している。本研究の対象である触法知的障害者に対しては、対象者が民間障害者施設を利用するに際し運営費を助成する「更生援護特別処遇事業」が定められている。また、単身等で生活する知的障害者に対しての「知的障害者自立生活アシスタント派遣事業」があり、地域生活を継続するために具体的な生活場面において助言やコミュニケーション支援を実施する施策がある。

更生援護特別処遇事業は、「横浜市民間障害者施設運営費助成事業実施要綱」（平成15年3月31日規定）の第8条及び第9条に規定されている「特別処遇費助成事業」のひとつとして掲げられている。対象者は、家宅侵入、暴行、器物損壊、窃盗、放火、痴漢、売春などの行為等の触法行為を起こし、再び起こす虞の高い者としている。この対象者が知的障害者施設（入所又は通所）を利用し、早期に自立した地域生活に移行することを目的に、対象者の障害状態に応じた個別的な支援を行った場合に、その経費を助成する事業である。

#### 【利用実績】

	15年度	16年度	17年度
入所	1	2	3
通所	16	17	17

#### 【助成額】

入所	2,310円（日額）
通所	1,590円（日額）

知的障害者自立生活アシスタント派遣事業は、地域で一人暮らしをしている者、知的障害者のみで生活している兄弟・夫婦・親子などが対象者であり、特に触法の知的障害者を対象とするものではないが、地域生活を安定させるための支援として取り組むために、結果として触法の課題がある知的障害者も含まれることとなる。

事業の実施は、横浜市が委託する事業所が知的障害者の生活支援に関する専門知識を有する自立生活アシスタントを配し、訪問や電話等による衣食住や健康管理、消費生活などの相談・助言。コミュニケーション支援として、対人関係調整や関係機関との連絡調整の支援などを行う。更に、緊急時対応も行うこととなっている。

委託事業所数は13事業所である。（平成18年10月）

#### 【委託費】

平成18年度	9,682,000円
--------	------------

【利用者状況】（平成18年3月31日時点の全事業所対象）

利用登録者数		登録者計	
		268名	構成比
年齢別	～19	3	1.1%
	20～29	65	24.3%
	30～39	89	33.2%
	40～49	50	18.7%
	50～59	43	16.1%
	60～	18	6.6%
障害の状況	最重度	8	3.0%
	重度	60	22.4%
	中度	94	35.1%
	軽度	95	35.4%
	手帳なし	11	4.1%
生活状況	単身	93	34.7%
	独身寮等	0	0.0%
	障害者世帯	39	14.6%
	高齢等の家族との同居	70	26.2%
	単身生活移行な者	52	19.4%
	その他	14	5.1%

(2) 個別事例

ここで、横浜市自立生活アシスタントでもある岩屋文夫研究協力者からの刑事裁判に関する支援事例についての報告を記載する。

事例1

年齢：I S 60歳 男性

家族状況：未婚 子供なし 両親死去 兄弟との交流なし

生活状況、職業：単身生活、小規模作業所に通所

障害程度：知的障害（軽度） 精神保健福祉手帳 2級

経済状況：障害基礎年金（2級）生活保護受給 作業所工賃（月約2万円）

生育歴：

中学校3年時、精神疾患を発症し入院（以後15年間）、この間家族との交流は薄れ、症状が改善して引き取りを拒否されたのが原因と思われる。入院中に知的障害の診断があり判定を受けていた。30歳で退院後は障害者施設（通勤寮）や生活保護法に基づく救護施設や更生施設を利用し地域での生活・就労に移行していった。地域生活への移行と比例し障害福祉との関係は徐々に途絶えるようになってきた。50歳で就労が困難となり精神障害者の作業所を利用する。しかし、その中で不適応があつて知的障害としての支援という観点が明確となり、56歳の時から知的障害者としての福祉サービスを利用するようになった。

## ①経過

### 【本件前の刑事裁判】

平成18年に〇〇簡易裁判所において窃盗（万引き行為）の罪で懲役1年、執行猶予3年の判決を受けた。これについては、度重なる万引き行為（主に食料品など）があり、検察も簡易の精神鑑定を行ったうえで、責任能力があると判断し在宅起訴を行った。

裁判では、福祉関係者が弁護側の情状証人として法廷に立ち、日頃の生活状況や今後の支援についてグループホームへの入居など見守りを厚くするよう取り組む旨を述べた。

被告人となった障害者自身も事実関係を認め、再び行わない旨の反省を述べた。初犯ということから裁判所は執行猶予を付け有罪判決とした。執行猶予を付けることで再犯を抑止することを期待する一般的な判断をしたものと思われる。

判決以降、通所先作業所スタッフをはじめ福祉関係者が折りに触れ再び万引きを行えば執行猶予が取り消され刑務所に収監されることを繰り返し伝えた。

### 【本件】

上記判決後しばらくは落ち着いた生活を送っていたと思われたが、平成19年2月下旬に再び万引きで警察に捕まった。その際、福祉関係者が身柄引き受けに出向き本人を自宅に連れ帰った。このことで執行猶予が直ちに取消されるのではないかと思いついたが、特にその後何もなく時間が過ぎてしまった。

6月上旬にまたも万引きで警察に捕まり、この時も身柄引き受けをして本人は自宅に戻ることが出来た。そのためか刑務所に収監されるとの本人への戒めることの効果が薄れてもきていた。

6月下旬、万引き行為で逮捕。身柄は警察に留置された。更に、検察へ送られ起訴され二度目となる刑事裁判を受けることとなった。

## ②裁判支援

### 【弁護人の選任について】

福祉関係者の中で弁護士の知り合いに対し協力を要請。偶然にも同じ弁護士事務所に所属する別の弁護士が当番弁護士として警察で面会をしていた。そのため国選弁護士として継続して関わることの要請を行い、本人からの依頼もあって、国選弁護士との連携が円滑に運べた。以降、弁護士と福祉関係者で対応を協議した。

### 【地域生活の困難さを確認】

このように続けて犯行を繰り返す以上、単身での生活は困難であると判断し、現状に変わる生活スタイルとしては入所施設の利用があると考えた。そのため、まずは受け入れ可能な施設を探し、その上で再度の執行猶予判決を出してもらうように取り組むこととした。

### 【受け入れを検討してくれる施設が見つかる】

市内他区にある入所施設に対し状況説明をしたところ、受け入れに対し前向きな回答があった。裁判に向けて本人との面会、上申書の提出を行ってくれた。

### 【本人への支援】

警察での勾留が長期化したので、週に2回程度のペースで面会を続け、裁判に向けた準備状況の説明を行うとともに、本人の健康状態の確認を継続した。また、必要に応じて金品の差し入れ等も行った。